

駐車場事業特別会計の廃止について

1. 経緯

駐車場事業特別会計（以下、駐車場特会）は、事業の円滑な運営と経理の適正化を図るため、平成19年4月1日に設置したものです。

令和6年7月より、駐車場・駐輪場の管理・運営を直営から指定管理者に移行し、独立採算制としたため、市の指定管理料の負担が発生しないことになりました。

そのため、令和6年度をもって同特別会計を廃止するための検討を進めております。

<廃止の理由>

- ① 今後は駐車場特会での歳入歳出予算の計上が不要となる
- ② 現在、駐車場特会は法非適用の公営事業会計として設置されているが、駐車場事業は特別会計の設置義務がない

2. 駐車場基金

- ① 駐車場基金は、廃止せず、駐車場事業の健全な運営及び施設の整備に資する場合に取崩しを行うものとします（恵庭市基金条例第2条）
- ② 毎年度、駐車場特会の収支残高を駐車場基金に積み立てをしていましたが、駐車場特会の廃止に伴い、積み立て方法など、新たな基金の運用ルールについては別途検討を行っていきます。

※令和6年8月27日時点の残高：約51,400千円

3. 今後の予算について

① 付帯設備・備品の修理

指定管理者とのリスク分担において、金額が1件20万円（税込）を超える付帯設備・備品の修繕については市が行うなっていることから、その必要性がある場合、駐車場基金を財源とし、一般会計により支出します。

② 指定管理者の収支が黒字だった場合の市への還元

各年度の利用料金の収入額と支出額の収支が黒字となった場合、指定管理者は市に対し黒字額の15%を納めることとなっていることから、一般会計に歳入します。

4. 今後のスケジュール

内容	実施時期
第4回定例会初日 議案提出	11月26日（火）
駐車場事業特別会計の廃止	3月31日（月）
令和6年度駐車場事業特別会計の収支決算・ 剰余金額の確定及び駐車場基金への積立	5月上旬